



# 埼玉県報

第 569 号  
令和 6 年(2024 年)  
11 月 22 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する落札者等の公示（入札課）
- 神川町土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 埼玉県警察次期文書管理システム開発等業務委託に関する入札公告（会計課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道秩父荒川線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 下水汚泥堆肥試作業務委託に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）

### 正誤

- 埼玉県告示第 1108 号中訂正（障害者福祉推進課）
- 埼玉県告示第 1204 号中訂正（社会福祉課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「あつた」を「あつた」に改め、「又は保留」を削り、「別記様式第28の通知書を」の次に「、保留の期間を短縮するときは別記様式28の2の通知書を」を加える。

別記様式第14の2の2を次のように改める。



別記様式第14の2の3を次のように改める。

失効

運転免許  
試験手数料  
①

運転免許  
試験手数料  
②

運転免許証  
交付手数料

受付印 **運転免許申請書 (失効・正)**  
 埼玉県公安委員会 殿 申請日 年 月 日

登録番号 初めての方は記載しないでください。  
 新免許条件  
 受けようとする免許の種類 (〇を付ける.)  
 大型 中型 普通 特 大自二 普自二 小 原付 けん引 大型 中型 普通 大特二 けん引 仮免 大型 中型 普通

写真貼付欄  
縦3cm  
 無欄、無荷状、上三分  
 6か月以内に  
 撮影したもの  
 横2.4cm  
 受験番号

生年月日 年 月 日 性別 男・女  
 フリガナ  
 氏名 電話番号  
 本籍  
 住所

免許証番号 期限切れの免許証番号を記載してください。  
 証明書類等 有 無  
 今回設定する暗証番号 ① ② ※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。

試験免除事由

1-1	やむ失効・継続(今回)
1-2	やむ失効・継続(前回から)
1-3	うっかり失効
2-	やむ失効(6か月経過)

有効期限	年 月 日
やむ発生日	年 月 日
やんだ日	年 月 日

記載時の注意事項  
 一、太線内を黒色ボールペンで記載してください。  
 二、文字は、楷書で明瞭に記載してください。  
 三、性別欄は、該当するものを〇で囲んでください。

備考

学 合
判 定 技 合

適性試験

視 力	裸 眼	右	聴 力
	左	運動能力	
眼 鏡 等	両	色彩識別	
	右	深 視 力	
	左	視 野	
	両		

※折曲厳禁

別記様式第14の2の5を次のように改める。

別記様式第14の2の5 (第18条関係)

限定解除審査手数料

--	--

受付印	<b>限定解除審査申請書</b>				
	埼玉県公安委員会 殿			年 月 日	
資料区分	58	審査未済 01	限定解除 02	受験番号	
					受験回数
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。				回目
受けようとする 審査の種類 (○をつける)	眼鏡等	A T 限定	※ その 他	※その他に○をした方は、免許の条件を記載してください。	
生年月日		年		月	
			日	性別	男・女
フリガナ				電話番号	
氏名					

現に受けている免許 (表)	現に受けている免許 (裏)

新 条 件 備 考	適性試験			
	視 眼 力	裸	右	聴 力
		左	運動能力	
	眼 鏡 等	両	色彩識別	
		右	深 視 力	
		左	視 野	
両				
適性検査者				

記載時の注意事項

1. 太線のなかを記載してください。
2. 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
3. 性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

受付所属		登録者	
------	--	-----	--

別記様式第14の2の6を次のように改める。



別記様式第14の2の6 (第18条関係)

受付印	<b>再試験受験申込書</b>				
	埼玉県公安委員会 殿			年 月 日	
受験登録番号					受験番号
免許証番号	現に取得している免許証番号を記載してください。				
再試験に係る 免許の種類 (○をつける)	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	普 通 車 ( M T ・ A T ) 普通自動二輪車 ( 無 限 定 ・ 小 型 )
生年月日			年	月	日 性別 男・女
フリガナ					電話番号
氏 名					

- 備考 1. 太線のなかを記載してください。  
 2. 文字は、楷書で明瞭に記載してください。  
 3. 性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

現に受けている免許 (表)		現に受けている免許 (裏)	
備 考	試 験 結 果		
	学 科		技 能

再試験受験手数料

別記様式第14の2の9を次のように改める。

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。  
(空欄の箇所のみ)

取扱所属

## 運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

年    月    日

埼 玉 県 公 安 委 員 会   殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

フリガナ		電話番号	
氏 名		電話番号	
現に受けている免許			
記載事項変更	新住所		
	フリガナ	電話番号	
	新氏名		

受		照		登		交	
理		会		録		付	

別記様式第14の2の10を次のように改める。

別記様式第14の2の10(第18条の4関係)

写真を貼付

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

### 運転経歴証明書交付申請書（後日証明申請）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

フリガナ		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
記載事項変更	新 住 所	電話番号
	フリガナ	
	新 氏 名	

受付所属

運転免許証番号	第													号
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第	号
理由	3 取消免許（申請取消し後5年以内） 6 失効免許			

受理		照会		登録		交付	
----	--	----	--	----	--	----	--

別記様式第14の2の11を次のように改める。

写 真

第 号

取扱所属

# 運 転 免 許 証 取 消 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名				
現に受けている免許				
取消しを申請する免許の種類			申 請 理 由	
※ 受けたい他の免許の種類				

交 付 手 数 料

--

- (注) 1 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その他の種類を記載すること。
- 2 他の種類の免許を受けず、全ての免許を取消して返納した方は自動車等の運転は出来ません。
- 3 返納した免許を再取得するには、運転免許試験が必要となります。
- 4 代筆した場合は、余白に「代筆、申請書との関係、氏名」を記載してください。

別記様式第14の3を次のように改める。



別記様式第14の3(第18条の4関係)

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書記載事項変更届	
埼玉県公安委員会 殿	
年 月 日	
次のとおり運転経歴証明書記載事項の変更を届け出ます。	
氏名 _____	
運転経歴証明書の写し	
新住所	電話番号
フリガナ	
新氏名	
	受付所属

※ 住所は、アパート、マンション等の場合は、部屋番号を記入してください。

※ 氏名を変更する場合は、本籍が記載された住民票を添付してください。

※ 住所のみを変更する場合は、住民票、健康保険証、公共料金の請求書等の現に居住する場所を確認できるものを提示してください。

受		照		登		交	
理		会		録		付	

別記様式第14の3の2を次のように改める。



(裏面)

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

### 運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書

亡失・滅失 年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間		
亡失・滅失の 場所(区間等)	1 自宅周辺 2 埼玉県内 ( から までの間) 3 その他 ( )		
亡失・滅失の 状況(具体的)	散歩・移動・仕事・通勤・観光・遊び・買物 空き巣・忍込み・置引き・車上ねらい・ひったくり・強盗・恐喝 その他 ( )		
届出の有無	1 届出をした	届出年月日	年 月 日
	2 届出をしていない	届 出 先	警察署 (交番)
過去1年以内 の再交付回数	0回 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回以上		
<p>私は、上記の理由及び事実によって、運転経歴証明書の再交付を申請しますが、このてん末書に記載した内容は、全て事実と相違ありません。</p> <p>また、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていること及び、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、法令の定めにより速やかに返納しなければならないことを知っていますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

別記様式第25の2を次のように改める。

優良	一般	3
		4
違反	初回	5

## 運転免許証更新・講習受講申請書

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

太枠内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。(空欄の箇所のみ)

フリガナ _____	男・女	生年月日	年 月 日	暗証番号	1				
氏名 <small>(免許証記載の氏名)</small>					2				
電話番号 _____									

現に受けている免許

**記載事項変更届**

○本籍・国籍等、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。  
(合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)

本籍・国籍等		視力	裸眼	左	・
			右	・	
			両眼	・	
住所	埼玉県	力	眼鏡等	左	・
			右	・	
			両眼	・	
フリガナ氏名	_____		聴力		合・否
生年月日	大・昭・平 年 月 日		運動能力		合・否
新条件等			深視力	裸眼	合・否
				眼鏡等	合・否
				視野	度
適性検査者					

質問票(裏面)を読んで回答してください。  
回答しない場合は更新手続きできません。

受付所属	
登録者	

別記様式第28を次のように改める。

## 運転免許停止期間短縮通知書

殿

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を修了したので、同法第90条第12項、第103条第10項の規定に基づき、あなたの運転免許の停止期間を 日短縮して、 年 月 日 までとします。

年 月 日

埼玉県警察本部長



別記様式第28の次に次の1様式を加える。

## 運転免許保留期間短縮通知書

殿

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を修了した  
ので、同法第90条第12項の規定に基づき、あなたの運転免許の保留期間を  
日短縮して、 年 月 日まで（ 日間）とします。

年 月 日

埼玉県警察本部長

## 附 則

- 1 この規則は、令和6年11月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十八号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	さいたま市
調査を行った時期	令和五年度
成果の名称	街区境界調査 図七枚 街区境界調査 簿一冊
調査を行った地区	針ヶ谷第四地区（針ヶ谷一丁目の一部）
認証年月日	令和六年十一月十八日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,635台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年9月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社電池屋 東京都渋谷区笹塚三丁目33番3号

5 落札金額

24,173,490円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月9日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出  
があった。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	坂本 等	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保三百二十七番地二

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十一号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

令和六年十月十五日から令和七年三月二十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十二号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

行田市

### 二 作業種類

公共測量（固定資産概況調査デジタル航空写真）

### 三 作業地域

行田市全域

### 四 作業期間

令和六年十二月二十日から令和七年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―二五―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市上青木四丁目十三番七十四

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六十二・六二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十四号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から令和七年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

### 四 事務所所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号

### 五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

### 六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年十一月二十二日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察次期文書管理システム開発等業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

### (4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部文書課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (6) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部文書課文書管理第一係 電話048-832-0110 内線2522

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年1月10日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年1月9日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年1月10日（金）午前9時

30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年1月10日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年1月6日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低



の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

なお、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年12月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Service Contract of Development of next version of Saitama Prefectural Police Documentation Management System

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. January 10, 2025 By registered mail; 5:00 p.m. January 9, 2025 In person; 9:30 a.m. January 10, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父郡長瀬町大字中野上字竹ノ内三八 六番一―地先から同郡同町大字中野上 字竹ノ内三八六番一―四地先まで</p>	<p>秩父郡長瀬町大字中野上字竹ノ内三八 六番一―地先から同郡同町大字中野上 字竹ノ内三八六番一―三―地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・一五〇一六・二〇</p>	<p>一二・〇五〇一二・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>県道熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾参番六〇 六七番五地先から同郡同町大字横瀬 字拾参番六一三九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年十一月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年六月三十日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告示 第十五号で告示した 道路予定区域の一部 供用開始である。 延長二三五・五〇メ ートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>県道秩父荒川線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市別所字中島三四六番一地先から同市別所字原田三九七番一地先まで（ただし、関係図書に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年十一月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二三五・五〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二



路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市寺尾字坊地一九九九番九地先から同市寺尾字坪之内二〇四七番五地先まで
供用開始の期日	令和六年十一月二十二日
備考	平成二十五年六月十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二五七・〇六メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

#### 一 許可番号

令和六年六月十四日

指令川建セ第〇六〇〇二〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年十一月十九日

川建セ第〇六〇一四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十五番一・三百二十七番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野千百一番地十

島田 隼来

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

- 1 購入等件名及び数量  
下水汚泥堆肥試作業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
深谷市菅沼 984
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 6 年 10 月 9 日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所  
埼玉県川口市仲町 5 番11号 前澤工業株式会社 北関東支店
- 5 随意契約に係る契約金額  
125,000,000 円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当

正 誤

埼玉県告示第千八百八号（令和六年十月四日第五百五十五号）中訂正

ページ 表中 行

二 医師の氏名 前から三

誤

山口 博

正

山口 優

# 正 誤

埼玉県告示第千二百四号（令和六年十月二十九日第五百六十二号）中訂正

ページ 表中 行  
三 名称 前から五

誤

アイセイハート薬局 独協大学前駅店

正

アイセイハート薬局 獨協大学前駅店